

6月決算企業の社長様へのご案内

社長! ご存知ですか!?

～経営に役立つ情報をお届けします～



資産形成できない税制と社会保険料

物価高により、大企業は軒並み大きく賃上げの社会機運ですが、中小企業事業者にとってはすぐに同調は難しいのが現状です。実効税率 34%の法人税と消費税、半分負担の社会保険料や将来の退職金債務を考えますと、賃上げよりもいざというときの備えとして自己防衛策が重要です。

税引き前所得1,000万円の場合—手元残資金は90万円に

法人税 340万円	消費税 200万円	予定納税 (法人・消費税) 270万円	社会保険 (会社負担) 資金 100万円	手元残 資金 90万円
--------------	--------------	---------------------------	-------------------------------	-------------------

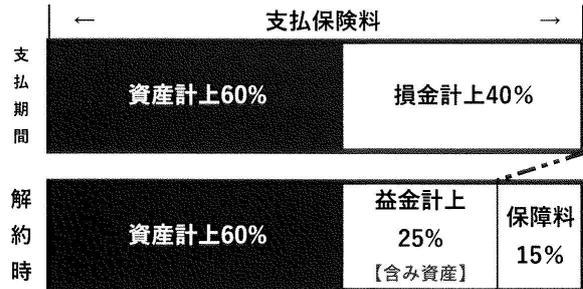
倒産防以外の資産形成策は

その代表策として「倒産防止共済」は鉄板策です。公的制度であり、全額損金で 100 % 返戻です。しかし年間 240 万円迄が限度で、かつ満額 800 万円が限度となります。それ以外となりますと生命保険が考えられますが 2019 年の通達改正により大きく規制されました。一般的には4割損金、85 %返戻の商品が主流となっています。

【定期保険の解約返戻率(ピーク時)と損金算入率】

解約返戻率	0%~	51%~	71%~	85%
	50%	70%	85%	超
損金割合	全額損金	60%損金	40%損金	10~20%損金

【含み資産の内訳(40%損金の場合)】



『活用次第で返戻金は 85 % 越え、解約返戻率が 100 % 近くまで』

税制の 85 % の返戻率ですが、支払方法を変えたり、解約時期を変えたりなどの工夫により 90 % を越え 100 % までというケースもあります。上記図の益金計上 25% + α の資産形成がなされ、投下資金が回収されます。詳細は「含み資産形成 7 つの活用事例レポート」を下記 QR コードより、ご覧の上お問合せ下さい。

- 内容の一部は
- ・ 4割損金なのに解約時の戻りが90%超えるとは!
 - ・ 全額損金で返戻が70%超えるのは知らなかった。
 - ・ 5年間だけ支払えばよいのは気が楽だ。等



株式会社日本財務

【認定経営革新等支援機関】

670-0962 姫路市南駅前町91-10備広姫路ビル2階 www.nihonzaimu.co.jp

日本財務

にご相談ください!
『含み資産形成7つの活用事例レポート』
詳しくはコチラ→



□今後 F A X 不要 : お手数ですが、ご案内不要の方は左記チェック のうへご返信下さい。FAX 番号 0120-491-316